

1

販売者*から点検制度についての説明を受けます

※工務店、不動産販売業者等の場合もあります。



2

所有者票を返送します
(メーカーに所有者登録)



特定保守製品を買ったら

「長期使用製品安全点検制度」は、メーカーに登録された所有者へ点検時期を知らせ、点検を促すことで事故を防止するための制度です。所有者票を返送し、登録をしましょう。点検時期が来たら点検を受けましょう。



5

点検を受けます



4

メーカーに点検を依頼します
※点検には料金がかかります。



3

点検時期が来たら通知が届きます

※所有者登録いただいた情報は、点検通知、リコール等製品安全に関するお知らせ以外には用いられません。

事故が起きると、周りの人にも迷惑がかかります。製品の所有者・家主は、**点検を受けるなどの保守に努め**、製品を使う人、周りの人の安全にも配慮しなければなりません。点検時期の通知を受け取るためには、所有者情報の正確な登録が必要です。変更の際は早めに登録先(メーカー)に知らせましょう。

※賃貸住宅・アパートなどで製品を家主が設置・所有している場合は、家主が所有者登録してください。

この制度のお知らせ
経済産業省
ホームページ

<http://www.meti.go.jp/>

または

製品安全ガイド

検索

製品安全ガイド

消費者のみなさま

長期使用製品安全点検・表示制度

【この制度の問い合わせ先】経済産業省またはお近くの経済産業局にお問い合わせください。

経済産業省 商務流通グループ 製品安全課	03-3501-4707 (直)	近畿経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	06-6966-6098 (直)
北海道経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	011-709-1792 (直)	中国経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	082-224-5671 (直)
東北経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	022-221-4918 (直)	四国経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	087-811-8526 (直)
関東経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	048-600-0409 (直)	九州経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	092-482-5523 (直)
中部経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	052-951-0576 (直)	内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課	098-866-1731 (直)

※個別の製品に関するお問い合わせは、メーカーにご連絡ください。

重要なお知らせ(保存版)

事故を防ぎ、長く安全に使うために 「長期使用製品安全点検制度」が 平成21年4月1日からスタート。



製品が古くなると部品等が劣化(経年劣化)し、火災や死亡事故を起こすおそれがあります。

「長期使用製品安全点検制度」※では、メーカーに所有者登録することで、適切な時期に点検通知が届きますので、点検を受けましょう。

下記の対象製品(特定保守製品)を購入した場合は、メーカーに所有者登録をしましょう。

※消費生活用製品安全法の改正に伴い創設された制度です。

対象製品 (特定保守製品)



ビルトイン式電気食器洗機



浴室用電気乾燥機



石油給湯機



石油ふろがま



FF式石油温風暖房機



屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用/プロパンガス用)



屋内式ガスふろがま
(都市ガス用/プロパンガス用)

平成21年4月1日からは
現在お使いの製品※も
点検可能ですので、
詳しくはメーカーに
お尋ねください。

※平成21年4月1日より前に製造・輸入された製品